

「鴨川市人口ビジョン」の時点修正及び「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の延長について

1 現 況

現行の総合戦略は、総合計画とは別の独立した戦略として、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 5 年間で計画期間として策定し、この戦略に基づく施策・事業は、組織横断的なプロジェクトとして、現行の総合計画を具現化した第 3 次 5 年計画の重点戦略として位置づけられている。また、総合計画事業の単位で、総合戦略事業を設定している。

2 今後の方針

総合戦略は人口減少の克服や仕事づくりを目的としたものであり、市のあらゆる分野に及ぶ総合計画等とは、目的や含まれる政策の範囲等は、必ずしも一致するものではないが、これらの事項は、市全体として取り組むべき重要なテーマであり、総合戦略が総合計画に位置付けられることは、施策の一体的な推進を図る観点からも、必要不可欠なものである。

本年度をもって計画期間が終了する現行の総合戦略について、来年度の 1 年間について時点修正により延長し、令和 3 年度にスタートする第 4 次 5 年計画と計画期間を一致させることにより、進行管理を一本化し、事務事業の効率化を図る。

なお、基本目標、KPI について見直しは行わないものとする。

6. 総合計画との関係

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

『地方版総合戦略の策定・効果検証の手引き（令和元年 6 月版）』より抜粋

3 見直し及び延長に伴う変更点（案）

① 鴨川市人口ビジョン（平成 28 年 1 月策定・令和 2 年 3 月改定）

本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるに当たり、人口等の現状を分析し、人口等に関する市民の認識を共通化するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

⇒平成 27 年国勢調査に基づく推計値へ時点修正。

ア	将来展望の期間	：	平成 52 <u>令和 22</u> （2040）年
イ	展望に当たっての視点		
	合計特殊出生率	：	2020—（平成 32） <u>（令和 2）</u> 年 1.50、 2030—（平成 42） <u>（令和 12）</u> 年 2.10 達成
	移住・定住	：	約 2,500 人増
ウ	将来展望	：	約 32,000 人の人口を維持 （2010 年 35,766 人→推計では 2040 年 26,649 人） <u>2015 年 33,932 人</u> <u>2045 年 23,257 人</u>

② 鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 1 月策定・令和 2 年 3 月改定）

まち・ひと・しごと創生法第 10 条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付け、人口ビジョンを踏まえ、本市の実情に応じた今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるもの。⇒計画期間のみ修正。

ア	計画期間	：	平成 27 年度～ 31 年度 <u>令和 2 年度</u>
イ	目指すべき将来の方向		
	（ア）移住・定住の促進		
	（イ）若い世代の結婚・子育て等に関する希望の実現		
	（ウ）時代にあった地域づくりの推進		
ウ	基本目標		
	（ア）しごとづくり ～ 鴨川市での安定した雇用を創出する		
	重点施策：健康福祉産業の拡大、農林水産・商工・観光業の連携促進		
	（イ）ひとの流れ ～ 鴨川市への大きな人の流れを創る		
	重点施策：高齢者の移住促進、観光プラットフォームの機能強化		
	（ウ）結婚・出産・子育て ～ 次代を担う健やかな子どもたちを育む		
	重点施策：子育てのトータルサポート、鴨川の未来創生（人財育成）		
	（エ）地域づくり ～ 持続可能な地域社会を構築する		

③ 鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係るアクションプラン

（平成 28 年 3 月策定・平成 30 年 3 月改定・令和 2 年 3 月改定）

総合戦略に位置付けられた施策を実現するための具体的な事務事業と、そのスケジュール及び活動指標等を示すもの。⇒令和 2 年度分を追加。

(参考) 各計画期間

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
基本構想		<p style="text-align: center;">基本構想 平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間</p>										
基本計画		<p style="text-align: center;">第 3 次 5 か年計画 平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間</p>					<p style="text-align: center;">第 4 次 5 か年計画 令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間</p>					
総合戦略		<p style="text-align: center;">鴨川市まち・ひと・しごと創生 総合戦略 平成 27 年度から令和元年度の 5 年間</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">期間延長 平成 27 年度から <u>令和 2 年度の 6 年間</u></p>					<p style="text-align: center;">次期まち・ひと・しごと 創生総合戦略 令和 3 年度から 7 年度の 5 年間</p>					